

令和 8 年度介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業募集要項

1. 目的

この制度は、介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し受講資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的としています。

2. 応募資格

- (1)実務者研修を受講中の方(申請時、研修受講期間内であることが応募要件となります。)
 - (2)島根県に住民登録をしている方又は県内の実務者研修施設^(注1)で就学する方
 - (3)卒業後に介護福祉士となり、島根県内の社会福祉施設等で返還免除対象業務(介護業務)^(注2)に従事しようとする方
- (注1)実務者研修(通信制)の実施主体が県外であっても、スクーリング会場が県内の場合を含みます。
(注2)「返還免除対象業務」の詳細については、「別紙」資料をご参照ください。

(実務者研修施設)

社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

3. 募集人数

60名程度

◎募集人数に達した場合、期間途中で募集を締め切る可能性があります。

4. 貸付条件

- (1) 貸付期間 介護福祉士実務者研修施設に在学する期間
- (2) 貸付金額 20 万円以内
- (3) 貸付利子 無利子
◎返還期間を過ぎても残額がある場合は、その残額に対して年 3.0%の延滞利子が加算されます。
- (4) 連帯保証人 1 名
◎同じ世帯でも、以下の要件を満たしている方であれば連帯保証人となり得ます。

【連帯保証人の要件】

- ① 行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること
- ② 貸付決定者(借受人)と連帯して債務(延滞利子含む)を返還する意思があること
- ③ 申請者が未成年者である場合、連帯保証人は必ず法定代理人(親権者、未成年後見人等)であること。

5. 借入申込方法

下記No.1～4 の書類を「13.書類の提出先及びお問い合わせ先」までご提出ください。(郵送可)

【ご注意！】必ず実務者研修の受講期間中にお申込みください。受講修了後の申込は対象外となります。

[提出書類]

No	提出書類名
1	介護福祉士実務者研修受講資金借入申込書(様式第6号)
2	介護施設・事業所または実務者研修施設の長からの推薦状(様式第2号)
3	申込者の住民票 1 通
4	実務者研修施設の受講を証明する書類 (注) No.2 の「推薦状」が実務者研修施設の長からの「推薦状」の場合、「実務者研修施設の受講を証明する書類」は不要です。

6. 貸付決定及び資金交付

- (1)貸付者の選定については毎月末日を〆切とし、翌月島根県社会福祉協議会にて審査の上決定します。
- (2)選考結果に基づく貸付の可否は審査後に貸付申請者全員に通知します。
- (3)貸付決定となった場合は、借用書等必要書類をご提出後、指定口座に一括送金します。

7. 貸付契約の解除

貸付を受けた方が下記の事由に該当し、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとします。

- ① 養成施設等を退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ⑥ 虚偽の申請、報告、届出をしたとき、また不正等により貸付を受けたことが明らかになったとき。

8. 返還の免除

貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、返還額の全額を免除します。

- ①実務者研修施設を卒業後 1 年以内に介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士として登録した後、島根県内の社会福祉施設等において返還免除対象業務に 2 年間(在職期間通算 730 日以上かつ業務従事期間 360 日以上)引き続き従事したとき。
- ② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき

◆◆◆留意事項◆◆◆

1. 卒業時、実務経験が3年未満の場合は「3年に達した日」から1年以内での合格とします。
2. 返還免除従事期間は「介護福祉士登録日」もしくは「当該返還免除対象業務に従事した日」のいずれか遅い日の属する月から2年間で通算します。複数の施設での勤務も通算で2年間の従事であれば免除対象とします。(移行期間は対象外)
3. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格だった場合、島根県社会福祉協議会会長が本人の申請に基づき、次年度の国家試験を受験し合格する意思があると認められた場合、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読替える場合があります。これにより、卒業年度以降で国家試験に合格した場合でも返還免除対象業務に2年間従事することで全額免除を受けることができます。(※受験までの間、介護等の業務に従事していることが条件です。)
4. 法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、島根県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。
5. 返還免除対象業務に従事後、社会福祉士の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱います。

9. 返還

貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合は返還となります。

(但し社会福祉士の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は島根県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③島根県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑤本会が定めた期日までに正当な理由なく届出を提出しなかったとき。

【返還方法】

月賦払(24回払)・半年払・一括払のいずれか選択(該当事由が生じた月の翌月より開始)

10. 返還の猶予

貸付を受けた方が次に該当する場合には、その間の返還を猶予します。

- ① 島根県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、産前・産後休暇や育児休業、求職期間(3ヶ月に限る)、その他やむを得ない事由があるとき。(注3)

(注3)返還免除対象期間には算入しませんが、介護職員等に従事しているものとして取り扱います。

11. その他

- (1)実務者研修を受講するために、「生活福祉資金」や「母子父子寡婦福祉資金(旧・母子福祉資金)」など国費による貸付や給付を利用している場合は申込できません。
- (2)職業訓練として実務者研修を受講する場合は、本制度の対象とはなりません。
- (3)教育訓練給付金を受給されている方も貸付対象となります。

12.貸付期間中に必要な届出事項について

貸付決定後、免除または返還完了となるまでの期間について、借受人または連帯保証人の届出事項に変更があった場合、所定の書類の提出が必要になります。

書類が必要となった方は、島根県社会福祉協議会のHPより必要書類を印刷して本会まで提出してください。また、郵送をご希望の方は「13.書類の提出先及びお問い合わせ先」までご連絡ください。

状況	提出書類
氏名や電話番号、住所が変更になった(結婚・引越等)	異動届(様式第16号)
退職した(県内で介護福祉士として従事しない、県外で就職、別業種に就職等)	返還届出書(様式第8号)
	従事状況届(様式第15号)
法人内異動があったとき	従事状況届(様式第15号)
退職したが、島根県内の別の施設で新たに勤務を開始した	従事状況届(様式第15号) ※前勤務先と新勤務先を各々提出
産前・産後休暇、育休を取得した	従事状況届(様式第15号)

13.書類の提出先及びお問い合わせ先

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5階

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

E-Mail:shikin@fukushi-shimane.or.jp

HPIはこちらから



個人情報の取扱いについて

～介護福祉士修学資金等の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会（以下、本会）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）においても各規程にのっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

記

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）・業務従事の状況等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、介護福祉士修学資金等の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①介護福祉士修学資金等運営委員会

貸付の決定、内定、一時償還、貸付の停止、償還猶予・免除等について、同委員会が島根県社協会長へ意見を述べるため、借受人等（借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

②介護福祉士指定養成施設及び社会福祉士指定養成施設、実務者研修施設

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する介護福祉士指定養成施設及び社会福祉士指定養成施設、実務者研修施設へ提供・照会することがあります。

③業務従事先の社会福祉施設等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

④他の都道府県社会福祉協議会等介護福祉士修学資金等貸付実施主体

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

⑤福祉事務所

借受人等が要保護世帯に属する場合（貸付・償還中に要保護世帯となった場合を含む）、世帯の状況や申込内容、貸付・償還状況について情報を提供し、提供を受けます。

⑥市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。

また、転居した場合の事実確認などのために転入先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑦各種金融機関

貸付金の交付および償還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の50音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る）について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当： 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 総務部長

苦情対応責任者： 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 事務局長

住所：島根県松江市東津田町1741番地3

電話：0852-32-5953

FAX：0852-21-0798

Eメール：shikin@fukushi-shimane.or.jp